

学校いじめ防止基本方針

山形学院高等学校

1. いじめ防止に関する基本的な考え方

(1) いじめの定義(いじめ防止対策推進法より)

「いじめ」とは、当該生徒が本校に在籍する等当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であつて、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた生徒の立場に立つことが必要である。また、けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。好意で行った行為が相手に苦痛を感じさせてしまった場合もいじめに該当するが、「いじめ」という言葉を使わずに柔軟に対応する。

いじめの態様

- ①冷やかしゃからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ②仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ③軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ④ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ⑤金品をたかられる。
- ⑥金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ⑦嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ⑧パソコンや携帯電話(スマートフォンを含む)等で、誹謗中傷や嫌なことをされる

(2) いじめの解消

いじめは単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。少なくとも次の①・②の要件を満たすことが必要である。

① いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)が少なくとも3ヶ月以上発生していないこと。

② 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

被害生徒本人及びその保護者との面談等により確認する必要がある。

2. いじめの防止に関する取り組み

(1) いじめ防止対策委員会の設置

本校に、いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、「いじめ防止対策委員会」を設置す

る。本対策委員会は、校長、教頭、生徒指導主事、学年主任、養護教諭、外部有識者から構成される。

本対策委員会は、学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証を行い、またいじめの相談・通報の窓口としての役割やいじめの疑いに関する情報の収集と記録、共有などを行い、学校が組織的にいじめの問題に取り組む中心的な役割を担う。

(2)いじめの未然防止

①生徒指導の充実

・いじめは絶対に許さないという姿勢を日頃から示し、生徒のコミュニケーション能力の育成や規律正しい態度で授業や行事に参加できる集団づくりを行う。

②家庭との協力

・家庭との連携を密に図るため、入学ガイダンス等でいじめ防止の学校方針を理解と協力を求める。

③教職員の研修

・校内研修会等でいじめに関する様々な情報を全教職員と共有し、学校としての対応についての共通理解を図る。また、外部の研修会への積極的な参加も促す。

(3)いじめの早期発見

①いじめの認知

・いじめは気づきにくく判断しにくいものであることを認識し、生徒の些細な表情の変化やいつもと違った行動などいじめのサインや兆候に繋がるものを見逃さないように、日頃から生徒を注意深く見守り、積極的にいじめを認知する。

②実態把握と情報共有

・生徒に対して毎月「いじめアンケート」を実施し、早期発見に努める。
・保護者への年1回「保護者対象いじめアンケート」を実施し、家庭で気になる様子等について保護者が抵抗なく相談できる体制を整備する。

(4)いじめへの対応

①いじめの発見・通報を受けた時の対応

・いじめの被害生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全確保を優先する。
・いじめの相談・発見・通報を受けた教員は、クラス担任(顧問)→学年主任→生徒指導部→いじめ防止対策委員会に直ちにその情報を提供し、いじめであるかどうかの調査・判断を組織的に行う。また、生徒指導部及びいじめ防止対策委員会は関係職員との情報共有を密に行い、問題解決に努める。
・いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められる時には、早期に警察に相談をする。
・いじめにより生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがある時には、直ちに警察に通報する。

②いじめを受けた生徒又はその保護者への対応・支援

- ・いじめを受けた生徒の保護者には迅速に把握した事実を伝え、学校として徹底して守り通すことや秘密の厳守を伝え、できる限りの不安を取り除くように努める。
- ・被害生徒の保護者に対して、事実確認のために行った聴き取りや実施したアンケート等により判明した情報についても適切に提供する。

③いじめた生徒への指導又はその保護者への助言

- ・いじめに至った背景等も踏まえつつ、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。
- ・事実関係を把握した段階で迅速に保護者へ連絡し、事実に対する保護者の理解を得た上で、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、保護者に対して継続的な助言を行う。

④ネット上のいじめへの対応

- ・ネット上の不適切な書き込みが確認された場合、被害の拡大を避けるために直ちに削除する措置を取る。
- ・外部講師による講話などを行い情報モラル教育の充実を図る。
- ・ネットパトロールを実施し、トラブルの早期発見に努める。

3. 重大事態への対応

心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合や相当期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、下記の対応を行う。

- i) 被害生徒や知らせてきた生徒の安全を最優先に確保する。
- ii) 重大事案が発生した旨を高等教育政策・学事文書課に速やかに報告する。
- iii) 高等教育政策・学事文書課と相談の上、特別委員会を設置する。
- iv) 特別委員会を中心とした調査を行い、事実関係の正確な把握及び適切な対応に努める。
- v) 調査結果については、被害・加害生徒それぞれの保護者に対して、事実関係を説明し、適時・適切な方法で経過報告する。